

議 案 名	富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正するものです。</p>
主 な 制 定 内 容	<p>(1) 建築確認の審査省略制度の見直し 建築士が設計、工事監理を行った建築物の構造関係規定等の審査省略の対象が、木造2階以下かつ延べ面積500平方メートル以下から平家かつ延べ面積200平方メートル以下に見直され、確認審査等の内容及び審査に要する事務が増えることに伴い、手数料を改正するものです。</p> <p>(2) 限定特定行政庁の業務範囲の見直し 事務を行う建築物の規模が、延べ面積500平方メートル以下から300平方メートル以下に見直されることのほか、新たに建築設備の確認審査や仮使用認定等の事務が追加されることに伴い、手数料を改正するものです。</p> <p>(3) 省エネ基準への適合の義務化 新築、増改築を行うすべての建築物に省エネ基準への適合が義務化され、住宅のエネルギー消費性能適合判定により省エネ基準への適合を確認する事務が追加されることに伴い、手数料を改正するものです。また、エネルギー消費性能適合判定を行うことが比較的容易な特定建築行為でエネルギー消費性能適合判定を省略する場合は、確認審査と合わせて省エネ基準の適合を確認する事務も追加されることに伴い、手数料を改正するものです。</p>
施 行 日	令和7年4月1日

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～39（略）		1～39（略）	
40	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する 計画の通知に対する審査（41の項及び42の項に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	1件につき	<p>8,000円</p> <p>20,000円</p> <p>34,000円</p> <p>36,000円</p> <p>39,000円</p> <p>58,000円</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>
40	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項</p> <p>又は 第18条第2項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査</p> <p>ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>（新設）</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	1件につき	<p>7,000円</p> <p>14,000円</p> <p>24,000円</p> <p>31,000円</p> <p>（新設）</p> <p>58,000円</p> <p>78,000円</p> <p>235,000円</p>

	(削る)	(削る)		ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 420,000円
	(削る)	(削る)		ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 777,000円
41	<u>建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）</u> <u>ア 昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。）</u> <u>イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合</u> <u>ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合</u> <u>エ 確認を受けた昇降機のみの計画の変更をして建築物を建築する場合</u>	<u>40の項に定める金額に、昇降機1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算した額</u> <u>40の項に定める金額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算した額</u> <u>40の項に定める金額</u> <u>計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</u>		<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
42	<u>建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等</u>	<u>申請に係る特定建築行為を行うおうとする一の建築物ごとにこの項の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<p>に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為に限る。)</p>	<p>額</p>		
<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(イに掲げるものを除く。)</p>	<p>40の項に定める金額(昇降機を含む建築物については、41の項に定める金額)に、次に定める金額を加算した額</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(ア) 一戸建ての住宅</p>		<p>(新設)</p>	
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 14,000円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 16,000円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 27,000円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づくものに限る。)</p>	<p>40の項に定める金額(昇降機を含む建築物については、41の項に定める金額)に、次に定める金額を加算した額</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(イ) 一戸建ての住宅</p>		<p>(新設)</p>	
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 7,000円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>b 床面積の合計が200平方メートル</p>	<p>1件につき 8,000円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

	<p>以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 13,500円</p>		<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
43	<p>建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査</p> <p>ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合</p>	<p>1基ごとに 14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）</p> <p>1基ごとに 7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</p>		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
44	<p>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する_____計画の通知に対する審査</p> <p>ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 確認_____を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	<p>1の工作物ごとに 12,000円</p> <p>1の工作物ごとに 5,000円</p>		<p>41</p> <p>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項</p> <p>又は</p> <p>第18条第2項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査</p> <p>ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p>	<p>1の工作物につき 12,000円</p> <p>1の工作物につき 5,000円</p>
45	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査_____</p> <p>(46の項及び47</p>			<p>42</p> <p>建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に対する検査</p>	

	<p>の項に規定する完了検査を除く。)</p> <p>ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>1件につき 15,000 円</p> <p>1件につき 24,000 円</p> <p>1件につき 34,000 円</p> <p>1件につき 37,000 円</p> <p>1件につき 42,000 円</p> <p>1件につき 59,000 円</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>			
	<p>ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(新設)</p> <p>オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</p> <p>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(新設)</p>	<p>1件につき 14,000 円</p> <p>1件につき 17,000 円</p> <p>1件につき 24,000 円</p> <p>1件につき 35,000 円</p> <p>(新設)</p> <p>1件につき 59,000 円</p> <p>1件につき 82,000 円</p> <p>1件につき 208,000 円</p> <p>1件につき 331,000 円</p> <p>1件につき 666,000 円</p> <p>(新設)</p>			
46	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）</p>	<p>45の項に定める金額に、昇降機1基ごとに17,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）を加算した額</p>			
47	<p>建築基準法第7条第1項又は第18条第20項</p>	<p>45の項に定める金額（昇降機</p>			

	は第88条第1項において準用する場合を含む。)に基づく仮使用の認定の申請に対する審査				
51	(略)	(略)	44	(略)	(略)
52	(略)	(略)	45	(略)	(略)
53	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の <u>建築の許可の申請に対する審査</u>	1件につき 120,000円	46	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の <u>建築許可</u>	1件につき 120,000円
54	建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の <u>特例の認定の申請に対する審査</u>	1件につき 建築物の数が2以下である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	47	建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の <u>特例認定</u>	1件につき 建築物の数が2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
55	建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の <u>特例の認定の申請に対する審査</u>	1件につき 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額に加算した額	48	建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の <u>特例認定</u>	1件につき 建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額に加算した額
56	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく <u>一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</u>	1件につき 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円	49	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく <u>同一敷地内建築物</u> 以外の建築物の <u>建築認定</u>	1件につき 建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円

		を乗じて得た額に加算した額			を乗じて得た額に加算した額
57	建築基準法第86条の5第2項の規定に基づく複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査	1件につき 6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額	50	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定の取消し	1件につき 6,400 円に現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
58	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000 円	51	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	1件につき 27,000 円
	(削る)	(削る)	52	建築基準法第86条の7第4項及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転の認定	1件につき 27,000 円
59	(略)	(略)	53	(略)	(略)
60	(略)	(略)	54	(略)	(略)
61	(略)	(略)	55	(略)	(略)
62	(略)	(略)	56	(略)	(略)
63	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000 円		(新設)	(新設)
64	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000 円		(新設)	(新設)
65	(略)	(略)	57	(略)	(略)
66	(略)	(略)	58	(略)	(略)
67	(略)	(略)	59	(略)	(略)
68	(略)	(略)	60	(略)	(略)

	<u>(削る)</u>		<u>61</u>	<u>削除</u>	
<u>69</u>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査を除く。）（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>（ア）新築の場合 1件につき 8,000円</p> <p>（イ）増築又は改築の場合 1件につき 13,000円</p> <p>（ウ）建築を伴わない場合 1件につき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。70の項において同じ。）が300平方メートル以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。70の項において同じ。）</p> <p>（ア）新築の場合 1件につき 17,000円</p> <p>（イ）増築又は改築の場合 1件につき 25,000円</p> <p>（ウ）建築を伴わない場合 1件につき 25,000円</p>		<u>62</u>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p> <p>（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>（ア）新築の場合 1件につき 8,000円</p> <p>（イ）増築又は改築の場合 1件につき 13,000円</p> <p>（ウ）建築を伴わない場合 1件につき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。63の項において同じ。）が500平方メートル以内の共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。63の項において同じ。）</p> <p>（ア）新築の場合 1件につき 17,000円</p> <p>（イ）増築又は改築の場合 1件につき 25,000円</p> <p>（ウ）建築を伴わない場合 1件につき 25,000円</p>	
<u>70</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良		<u>63</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良	

<p>住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（<u>6 9の項及び7 1の項</u>に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 57,000 円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 85,000 円</p> <p>(ウ) 建築を伴わない場合 1件につき 85,000 円</p> <p>イ 床面積の合計が<u>3 0 0平方メートル以内</u>の共同住宅等</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 127,000 円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 194,000 円</p> <p>(ウ) 建築を伴わない場合 1件につき 194,000 円</p>		<p>住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（<u>6 2の項及び6 4の項</u>に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 57,000 円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 85,000 円</p> <p>(ウ) 建築を伴わない場合 1件につき 85,000 円</p> <p>イ 床面積の合計が<u>5 0 0平方メートル以内</u>の共同住宅等</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 127,000 円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 194,000 円</p> <p>(ウ) 建築を伴わない場合 1件につき 194,000 円</p>	
<p><u>71</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア <u>建築基準法第8 7条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</u></p> <p>(ア) <u>昇降機を設置するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</u></p>	<p><u>6 9の項又は7 0の項に定める金額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ4 0の項に定める金額を加算し、この項の中欄に掲げるアからウまでの場合にあつては、当該アからウまでに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額を更に加算して得た額</u></p> <p>この項の中欄アに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p> <p>1基ごとに 14,000 円(小荷物専用昇降機については、5,000 円)</p>	<p><u>64</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア <u>イ以外の場合</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>6 2の項又は6 3の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ4 0の項に定める額を加算した額</u></p> <p>(新設)</p>

<p><u>(イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの</u></p>	<p><u>1基ごとに 7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書(同条第2項において準用する場合を含む。)又は第12条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合</u></p>	<p><u>申請に係る特定建築行為を行うおとすの一の建築物ごとにこの項の中欄イに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの((イ)に掲げるものを除く。)</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>a 一戸建ての住宅</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u></p>	<p><u>1件につき 14,000円</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>1件につき 16,000円</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>1件につき 27,000円</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は12条第3項の規定に基づくものに限る。)</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>	
<p><u>a 一戸建ての住宅</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>	

	申請に対する審査（ <u>73の項</u> に規定する審査を除く。）			申請に対する審査（ <u>66の項</u> に規定する審査を除く。）	
<u>73</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）	<u>40の項に定める金額に、72の項に定める金額を加算し、71の項の中欄アからウまでに掲げる場合にあつては、当該アからウまで掲げる区分に応じて定める金額を更に加算し</u> <u>得た額</u>		<u>66</u>	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項で _____ 準用する同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>(新設)</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>ア イ以外の場合</u>	<u>62の項又は63の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</u>
		<u>(削る)</u>		<u>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</u>	<u>62の項又は63の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</u>
		<u>(削る)</u>			<u>(1) (2) 以外のもの</u>
		<u>(削る)</u>			<u>174,600 円</u>
		<u>(削る)</u>			<u>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの</u>
		<u>(削る)</u>			<u>120,700 円</u>

74	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲渡人を決定した場合における長期優良住宅建築計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 2,200円	67	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定に基づく譲渡人を決定した場合における長期優良住宅建築計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 2,200円
75	(略)		68	(略)	
76	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査を除く。)(同条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合の審査に限る。) ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの (削る) (削る) ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの (削る) (削る)	<u>一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た額</u> 1件につき 5,000円 1件につき 11,000円 (削る) (削る) 1件につき 11,000円 (削る) (削る)	69	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 (同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類 が提出された場合の審査に限る。) ア 一戸建ての住宅 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	<u>次に掲げる額を合算した額</u> 1件につき 5,000円 (新設) 1件につき 11,000円 1件につき 23,000円 (新設) 1件につき 11,000円 1件につき 19,000円
77	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の	<u>一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た額</u>	70	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の	<u>次に掲げる額を合算した額</u>

<p>認定の申請に対する審査（<u>76の項及び78の項に規定する審査を除く。</u>）</p>		<p>認定の申請に対する審査（<u>69の項及び71の項に規定する審査を除く。</u>）</p>	
<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p>		<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p>	
<p>(ア) 一戸建ての住宅</p>		<p>(ア) 一戸建ての住宅</p>	
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 40,000円</p>	<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 40,000円</p>
<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 44,000円</p>	<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 44,000円</p>
<p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>1件につき 80,000円</u></p>	<p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>の</u></p>		<p><u>—</u></p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 80,000円</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 135,000円</p>
<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p>		<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p>	
<p>(イ) 一戸建ての住宅</p>		<p>(イ) 一戸建ての住宅</p>	
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 20,000円</p>	<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 20,000円</p>
<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 22,000円</p>	<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 22,000円</p>
<p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>1件につき 38,000円</u></p>	<p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<u>の</u> <u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>—</u> <u>a 床面積の合計が300平方メートル未</u> <u>満のもの</u>	<u>1件につき 38,000 円</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>b 床面積の合計が300平方メートル以</u> <u>上のもの</u>	<u>1件につき 66,000 円</u>
<u>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める</u> <u>省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号</u> <u>イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</u> <u>(7) 一戸建ての住宅</u>		<u>(新設)</u>	
<u>a 床面積の合計が200平方メートル未</u> <u>満のもの</u>	<u>1件につき 29,000 円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>b 床面積の合計が200平方メートル以</u> <u>上のもの</u>	<u>1件につき 33,000 円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面</u> <u>積の合計が300平方メートル以内のも</u> <u>の</u>	<u>1件につき 59,000 円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める</u> <u>省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める</u> <u>基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非</u> <u>住宅部分の床面積の合計が300平方メー</u> <u>トル以内のもの</u>	<u>1件につき 267,000 円</u>	<u>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める</u> <u>省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める</u> <u>基準に適合する場合</u>	<u>(新設)</u>
<u>(削る)</u>		<u>_____</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(7) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</u>	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>a 床面積の合計が300平方メートル未</u> <u>満のもの</u>	<u>1件につき 267,000 円</u>
		<u>b 床面積の合計が300平方メートル以</u> <u>上のもの</u>	<u>1件につき 334,000 円</u>
<u>オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める</u> <u>省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める</u>	<u>1件につき 102,000 円</u>	<u>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める</u> <u>省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める</u>	<u>(新設)</u>

<p>する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合</p>	<p>おうとする一の建築物ごとにこの項の中欄イに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</p>	<p>1件につき 14,000円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>a 一戸建ての住宅</p>	<p>1件につき 16,000円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 27,000円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づくものに限る。）</p>	<p>1件につき 7,000円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>a 一戸建ての住宅</p>	<p>1件につき 8,000円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

	<p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>1件につき 13,500円</p> <p>申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとにこの項の中欄ウに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(新設)</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>(新設)</p> <p>69の項又は70の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの</p> <p>174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの</p> <p>120,700円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
	<p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの</p>	<p>1件につき 174,600円</p> <p>1件につき 120,700円</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	
79	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(80の項に規定する審査を除く。)	76の項又は77の項に定める金額に2分の1を乗じた得た額	72	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(73の項に規定する審査を除く。)	69の項又は70の項に定める額に2分の1を乗じた得た額
80	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。)	40の項に定める金額に、79の項に定める金額を加算し、78の項の中欄アからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに掲げる区分に	73	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。)	次に掲げる額

	(削る)	応じて定める金額を更に加算して得た額 (削る)		ア イ以外の場合	69の項又は70の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額
	(削る)	(削る)		イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	69の項又は70の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1) (2)以外のもの 174,600円 (2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円
81	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第	申請に係る特定建築行為を行うおととする一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た額	74	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第	(新設)

<p>1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下イ(イ)及びエ(イ)並びに88の項ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。）が300平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(削る)</p>	<p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>(削る)</p>	<p>1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び83の項において同じ。）が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 19,000円</p>
<p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 40,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 80,000円</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p>	<p>1件につき 20,000 円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 22,000 円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 38,000 円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p>	<p>1件につき 29,000 円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 33,000 円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 59,000 円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 267,000 円</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>(削る)</p>	<p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p>	<p>1件につき 267,000 円</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(7) 床面積の合計が300平方メートル未</p>	<p>1件につき 267,000 円</p>

	<p>(削る)</p> <p>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(削る)</p> <p>1件につき 102,000 円</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>		<p>満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上</p>	<p>1件につき 334,000 円</p> <p>(新設)</p> <p>1件につき 102,000 円</p> <p>1件につき 130,000 円</p>
82	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	81の項に定める金額に2分の1を乗じて得た額	75	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	74の項に定める額に2分の1を乗じて得た額
83	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査を除く。）（同条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。84の項ア(イ)及びウ(イ)において同じ。）の合計が300平方</p>	<p>一の建築物ごとに掲げる金額を合算して得た額</p> <p>1件につき 5,000 円</p> <p>1件につき 11,000 円</p>	76	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。)</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p>	<p>一の建築物ごとに掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 5,000 円</p> <p>(新設)</p>

	<u>メートル以内のもの</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の <u>床面積の合計が300平方メートル以内のも</u> <u>の</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u>	<u>(削る)</u> <u>(削る)</u> 1件につき 11,000円 <u>(削る)</u> <u>(削る)</u>		<u>(7) 床面積(建築物エネルギー消費性能基準</u> <u>等を定める省令第4条第3項第2号の規定</u> <u>により設計一次エネルギー消費量を算</u> <u>出した建築物については、共用部分の床面</u> <u>積を除く。(イ)、77の項ア(イ)、81の項</u> <u>イ及び82の項ア(イ)において同じ。)の合</u> <u>計が300平方メートル未満のもの</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以</u> <u>上のもの</u> ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 <u>(7) 床面積の合計が300平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以</u> <u>上のもの</u>	1件につき 11,000円 1件につき 23,000円 <u>(新設)</u> 1件につき 11,000円 1件につき 19,000円
84	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する 法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネ ルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する 審査(83の項及び85の項に規定する審査を 除く。) ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める 基準に適合する場合 (7) 一戸建ての住宅 a 床面積の合計が200平方メートル未 満のもの	一の建築物ごとに掲げる <u>金額</u> <u>を合算して得た額</u> 1件につき 40,000円	77	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する 法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネ ルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する 審査(76の項及び78の項に規定する審査を 除く。) ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める 基準に適合する場合 (7) 一戸建ての住宅 a 床面積の合計が200平方メートル未 満のもの	一の建築物ごとに掲げる <u>額</u> <u>を合算した額</u> 1件につき 40,000円

<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p><u>の</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>1件につき 44,000 円</p> <p><u>1件につき 80,000 円</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 44,000 円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>1件につき 80,000 円</u></p> <p><u>1件につき 135,000 円</u></p>
<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p><u>の</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>1件につき 20,000 円</p> <p>1件につき 22,000 円</p> <p><u>1件につき 38,000 円</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 20,000 円</p> <p>1件につき 22,000 円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>1件につき 38,000 円</u></p> <p><u>1件につき 66,000 円</u></p>
<p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p>		<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

	<p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>1件につき 29,000円</p> <p>1件につき 33,000円</p> <p>1件につき 59,000円</p> <p>1件につき 267,000円</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>1件につき 102,000円</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</p> <p>(7) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する場合</p> <p>(7) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき 334,000円</p> <p>(新設)</p> <p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p>
85	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	83の項又は84の項に定め	78	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	次に掲げる額

<p>法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p>	<p>る金額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める金額を加算し、この項の中欄に掲げるアからウまでの場合にあつては、当該アからウまでに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額を更に加算して得た額</p>	<p>法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第35条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>ア 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合</p>	<p>この項の中欄アに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p>	<p>ア イ以外の場合</p> <p>_____</p>	<p>76の項又は77の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p>
<p>(ア) 昇降機を設置するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</p>	<p>1基ごとに 14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの</p>	<p>1基ごとに 7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合</p>	<p>申請に係る特定建築行為を行うおとす一の建築物ごとにこの項の中欄イに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</p>		<p>(新設)</p>	

<p>a 一戸建ての住宅</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づくものに限る。)</p>	<p>1件につき 14,000 円</p> <p>1件につき 16,000 円</p> <p>1件につき 27,000 円</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>a 一戸建ての住宅</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>1件につき 7,000 円</p> <p>1件につき 8,000 円</p> <p>1件につき 13,500 円</p> <p>申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとにこの項の中欄ウに掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める金額</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>76の項又は77の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2) 以外のもの</p>

					174,600 円 120,700 円
	(7) (イ)以外のもの (イ) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの	1 件につき 174,600 円 1 件につき 120,700 円		(新設) (新設)	(新設) (新設)
86	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(87の項に規定する審査を除く。)	83の項又は84の項に定める金額に2分の1を乗じて得た額(新たに追加される建築物については、83の項又は84の項に定める金額)	79	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(80の項に規定する審査を除く。)	76の項又は77の項に定める額に2分の1を乗じて得た額(新たに追加される建築物については、76の項又は77の項に定める額)
87	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) (削る)	40の項に定める金額に、86の項に定める金額を加算し、85の項の中欄アからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに掲げる区分に応じて定める金額を更に加算して得た額 (削る)	80	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。) ア イ以外の場合	次に掲げる額 76の項又は77の項に定める額に2分の1を乗じて得た額(新たに追加される建築物については、76の項又は77の項に定める額)に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ

	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</u>	<p>れ40の項に定める額を加算した額</p> <p>76の項又は77の項に定める額に2分の1を乗じて得た額(新たに追加される建築物については、76の項又は77の項に定める額)に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円</p>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	81	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査(同法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。)</u></p> <p><u>ア 一戸建ての住宅</u></p> <p><u>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</u></p> <p><u>(7) 床面積の合計が300平方メートル未</u></p>	<p><u>次に掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>1件につき 5,000円</u></p> <p><u>1件につき 11,000円</u></p>

			<p>場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する場合</p> <p>(7) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する場合</p> <p>(7) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 20,000 円</p> <p>1件につき 22,000 円</p> <p>1件につき 38,000 円</p> <p>1件につき 66,000 円</p> <p>1件につき 267,000 円</p> <p>1件につき 334,000 円</p> <p>1件につき 102,000 円</p> <p>1件につき 130,000 円</p>
88	建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法	申請に係る特定建築行為を行	83	(新設)

<p>法律施行規則</p> <p>第13条の規定に基づく軽微な変更^{に該当して}いることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>おうとする一の建築物ごとに次に掲げる金額を合算して得た額</p> <p>1件につき 2,500円</p> <p>1件につき 5,500円</p> <p>1件につき 5,500円</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>1件につき 20,000円</p>	<p>法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)</p> <p>第11条の規定に基づく軽微な変更^{に該当して}いることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1件につき 5,500円</p> <p>1件につき 9,500円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--	--	---

<u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>1件につき 22,000 円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 40,000 円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</u> <u>(7) 一戸建ての住宅</u>		<u>(新設)</u>	
<u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>1件につき 10,000 円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>1件につき 11,000 円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 19,000 円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> <u>(7) 一戸建ての住宅</u>		<u>(新設)</u>	
<u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>1件につき 14,500 円</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>1件につき 16,500 円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(i) 住宅用途を含む建築物の住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	<u>1件につき 29,500 円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<p>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のもの (削る)</p>	<p>1件につき 133,500円 (削る)</p>	<p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの_____</p>	<p>(新設) 1件につき 133,500円</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 167,000円</p>
<p>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する建築物の床面積の合計が300平方メートル以内のもの (削る)</p>	<p>1件につき 51,000円 (削る)</p>	<p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの_____</p>	<p>(新設) 1件につき 51,000円</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	<p>_____もの (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 65,000円</p>

89～92 (略)

84～87 (略)